

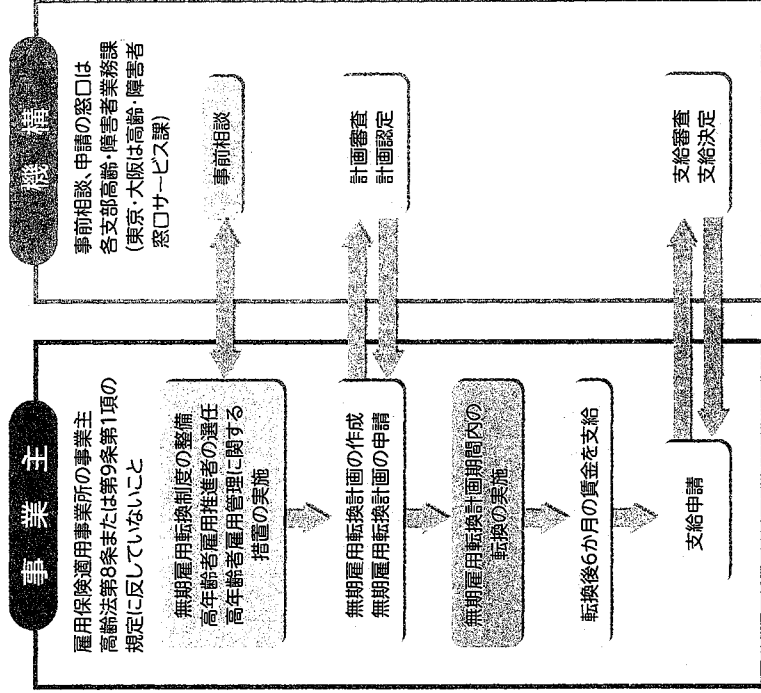
65歳超雇用推進助成金

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。また、生産性を向上させた事業主は助成金が割増されます。

制度ご案内 平成29年4月

【申請の流れ】



6 支給申請の手引および申請様式について

申請方法を詳しく説明した支給申請の手引を都道府県支部に用意しております。また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	盛岡市菜園1-12-18 盛岡職業能力開発センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	多賀城市月形2-2-21 盛岡職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	湯上市天字宇上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	宇都宮市吾妻1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	前橋市天川大島町130-1ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	新潟市中央区西堀通6-866 NEX(T21)ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	富山市八ヶ岳35 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	金沢市鶴宮町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	甲府市中川町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	津市島崎町327-1ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	堺市東区日町267 島根職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	尼崎市武庫町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	奈良市三条町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	鳥取市若湯台7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	山口市大原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	松山市西生垣町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
福岡	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	諫早市小畑越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
熊本	熊本市須原2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
大分	大分市宮原1483-1 大分職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
宮崎	宮崎市大字巨久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
鹿児島	鹿児島市東部元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	098-941-3301	098-941-3302
沖縄	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階		

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>
- 高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 対象となる事業主

次の①から④までのいずれも該当する事業主に対して支給します。

手続き全般にわたって

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第6条または第9条第1項(注1)の規定に違反していないこと

(注1)第8条とは、60歳以上の定年を定めていること、(第9条第1項)とは、定年の廃止、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めること等もいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業期間の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

無期雇用転換計画書の提出までに確認する事項(計画実施期間:3年から5年までのものに限る)

- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度(実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が運算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するもの)を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること
- 高年齢者雇用推進者の選任および次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること

高年齢者雇用管理に関する措置	(a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等	(d) 職域の拡大
	(b) 作業施設・方法の改善	(e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
	(c) 健康管理、安全衛生の確保	(f) 賃金体系の見直し
		(g) 勤務時間制度の弾力化

支給申請書提出までに確認する事項

- 無期雇用転換計画認定通知書の交付を受けていること
- 上記③の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢(65歳以上である場合は65歳、以下同じ)未満の有期契約労働者を無期雇用転換計画期間内に無期雇用労働者に転換した事業主であること
- 上記⑥により転換した労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主であること
- 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること
- 当該申請日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った事業主において、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で離職させた事業主以外であること(雇用保険被保険者資格喪失原因が「3」である解雇者数が0人であること)
- 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った通用事業所に区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業主における当該転換を行った日における雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く)。事業主以外の者であること

- 無期雇用労働者に転換した日以後の期間について、当該労働者を雇用保険被保険者として適用させている事業主であること
 - 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること
- (注2)離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者を含む(事業主都合解雇、勤労退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等を含む)。

2 対象となる労働者

- 支給対象事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であること
- 働きのいれにも該当する者であること
- 労働協約法第18条に基づき、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でない
- 無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でない
- 当該転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業主の事業主として無期雇用労働者として雇用されたことがない
- 支給申請日において離職(本人の都合による離職等を除く。)していない

3 支給額

対象労働者1人につき**48万円**(中小企業事業主以外は**38万円**)
生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき**60万円**(中小企業事業主以外は**48万円**)となります。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃賃料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

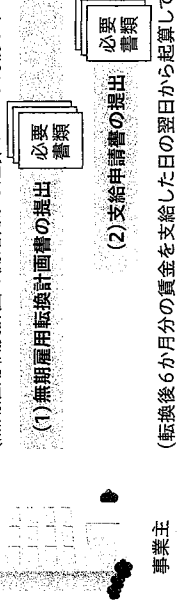
助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること
(なお「生産性要件」の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。)



支給上限:1支給年度1通用事業所あたり10人まで
中小企業事業主:資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により判断

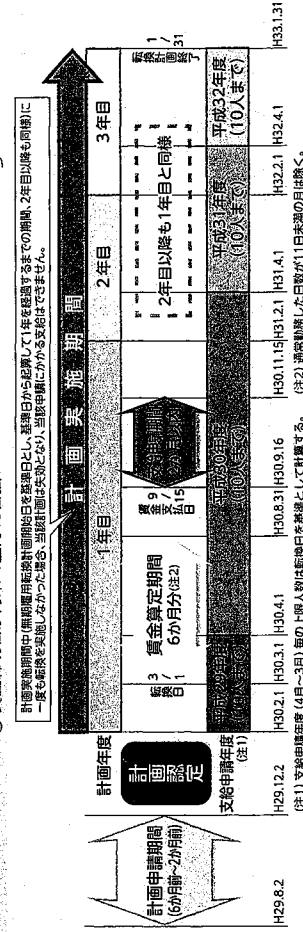
4 申請の手続き

(無期雇用転換計画の開始日から起算して6か月前から2か月前の日まで)



事業主

【申請期間の一例】
① 無期雇用転換計画期間が平成30年2月1日から平成33年1月31日(3年間)の場合
② 転換実施時期が年1回で、1回の転換が10人まで
③ 賃金締切日が月末で翌月15日払い



5 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主は、この助成金を受給できません。

- 助成金の支給に係る事業主において不正受給(※)をしてから3年以内に申請をした事業主
(または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主)
- 不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。
- 助成金の支給に係る事業主において支給申請した年度の前年度より前年の前年度より前年の前年度に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 助成金の支給に係る事業主において性別雇用連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

高齢者の雇用の促進を図るため定年の引上げ等を行った事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

制度ご案内 平成29年5月1日

- (1) 65歳以上の年齢への定年の引上げ
- (2) 定年の定めの廃止
- (3) 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する
継続雇用制度の導入

高齢者の安定した雇用の確保



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

6 支給申請の手引きおよび申請様式について

支給要件および申請方法を詳しく説明した支給申請の手引きおよび申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。支給申請の手引きをご確認のうえ申請してください。
(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	岩手県盛岡市英園1-12-18 盛岡職業能力開発促進センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	千代田市月形2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	秋田市天王寺上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	山形市大字釜山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	水戸市城崎1-4-7 第5アライズビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉県	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉県	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京都	130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川県	横浜市中区西郷通6-866 NEX721ビル12階	045-360-6010	045-360-6011
新潟	新潟市中央区西郷通6-866 NEX721ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	富山市八幡ヶ丘55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	石川県鶴岡市菅野町1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	甲府市中央区西郷通6-866 NEX721ビル12階	055-242-3723	055-242-3721
長野	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡県	静岡市駿河区豊呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二・埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	京都市友町1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	大阪市天王寺区1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	奈良市三条本町9-21 JR奈良五宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	鳥取市若菜台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	山口市来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	083-995-2050	083-995-2051
徳島	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	高知市幡通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	長崎市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	熊本市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	大分市菅野1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業能力開発促進センター内	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者雇用関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>
(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)

1 制度のご案内

事前に確認いただきたいこと

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 労働協約又は就業規則(以下「就業規則等」という。)を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること。
- ③ ②の就業規則等が改正後の定年引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条第1項(注1)の規定に違反していないこと。
- ④ 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(以下「対象被保険者」という。)が1人以上いること。

(注1)「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、定年の定め、65歳以上の定年または希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度を定めていることをいいます。なお、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められており、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。また、この経過措置は、平成25年3月31日までに労務協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限られます。

定年の引上げ等の実施

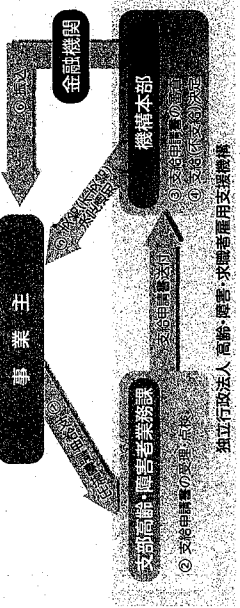
- ⑤ 就業規則等により、以下のいずれかの制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
 - 旧定年年齢(注2)を上回る65歳以上の定年の引上げ
 - 定年の定めの際止
 - 旧定年年齢及び継続雇用年齢(注3)を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑥ 就業規則により定年の引上げ等を実施する場合は専門家等(注4)に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタント(注5)に相談し経費を支出したこと。
- ⑦ 改正した就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。

(注2) 法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。
(注3) 法人等の設立日から、改正する制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。
(注4) 社会保険労務士、社会保険労務士法人、弁護士、昭和55年9月1日までに行政書士会に入会している行政書士に限る。
(注5) 専門家等に加え、過去に当該業務の実績があり、業として実施していることが確認できる者に限る。

申請の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書に必要書類を添えて、制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

【申請から支給までの流れ】



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

対象被保険者とは

- 支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)
- 「期間の定めのない労働契約を締結する労働者」又は「期間の定めのない労働契約の定年後に継続雇用制度(希望者全員を対象としたものに限らない。)により引き続き雇用されている者」であること。ただし、改正前の就業規則等における定年前の労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者であり、かつ支給申請日の前日において定年前の労働者(定年の定めの際止が適用される者を含む。)又は定年後の継続雇用者であることが、提出された書類により確認できる者に限る。
- 職種別(事務職、専門職等)に就業規則等を定めている場合は、定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であること(1つの就業規則等で職種別に異なる制度を規定している場合も同様とする)。

2 支給額

「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて、以下の額を支給します。

1 事業主あたり(企業単位)1回限りとします。

対象被保険者数	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	5歳未満	5歳以上	5歳未満	5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	20	30	25	40	10	20	15	25
3～9人	25	100	30	120	15	60	20	80
10人以上	30	120	35	145	20	75	25	95

(単位:万円)

※定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも支給額はいずれか高い額のみとする。

3 助成金を支給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- ① 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主(不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとすることをいいます。)
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主
- ⑧ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- ⑨ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

4 他の助成金との併給の制限

- ① 過去に高年齢者雇用安定助成金のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には助成金は支給しません。
- ② この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の国または地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。